平成 2 4 年 6 月 1 8 日

## 亀岡市議会議長 木曽 利廣 様

発議者 西口 純生

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

## 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 無免許運転の根絶のための法改正を求める意見書(案)

4月23日に本市で集団登校中の児童等の列に暴走車が突っ込み、小学生ら3人が死亡し、7人が負傷する大変痛ましい事故が発生した。お亡くなりになられた方の御冥福と、怪我をされた方の一日も早い御回復を心よりお祈りいたします。

この事故は、無免許の少年が運転していた車が起こした事故であり、何の責任もない将来のある子どもたちや保護者が犠牲になったことに、本市だけでなく、日本中が深い悲しみと憤りを覚え、事故の撲滅を願ったものである。

今回、この運転していた少年に適用されたのは、刑罰の重い危険運転致死傷罪ではなく、自動車運転過失致死傷罪である。これは、危険運転致死傷罪適用の構成要件が「進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ」と曖昧な記述であることに起因している。

運転免許が必要なことは、事故を起こせば尊い人命をも奪ってしまう自動車の危険度の高さから、国民が絶対に守るべき基本的な規範であるにもかかわらず、法律上の 厳罰化は不十分であり、社会の倫理観と法律上の倫理観との差異が否めない。

このような事故を二度と繰り返さないためには、道路交通法及び刑法における無免 許運転の厳罰化をはじめ、無免許運転を許さない社会づくりが急務である。

よって国におかれては、このような無免許運転を根絶させるため、道路交通法における無免許運転を厳罰化するとともに、刑法における危険運転致死傷罪適用の構成要件に無免許運転を明記するよう、法改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月18日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 国家公安委員会委員長

宛

亀岡市議会議長 木曽 利廣